

# 高知市就学援助の認定審査方法

世帯の所得合計額が、世帯の人数や年齢等によって決まる需要額の1.3倍未満である場合、就学援助の対象となります。

需要額

$$\text{需要額} \times 1.3 > \text{世帯の所得合計額}$$

所得額

令和6年度就学援助認定にかかる各世帯の需要額は、次の方法により計算ができます。

$$\text{年齢別基準額 (A)} + \text{小中学生加算額 (B)} + \text{世帯人数別基準額等 (C)} + \text{住宅扶助額 (D)} + \text{母子・父子加算額 (E)} - \text{他からの援助額 (F)} = \text{需要額}$$

※該当する方のみ

## ◆各項目の算出方法

### ① A 年齢別基準額の算出

下表より、世帯全員の令和5年12月31日現在の年齢別基準額を算出してください。

年齢	基準額
0~2	228,240 円
3~5	287,760 円
6~11	372,000 円
12~19	459,480 円
20~40	439,800 円
41~59	416,880 円
60~69	394,200 円
70以上	353,160 円

### ② B 小中学生加算(教育扶助)額の算出

世帯員の令和5年12月31日現在の小中学生について加算(教育扶助)額を算出してください。

小学生1人あたりの加算額 76,284 円  
中学生1人あたりの加算額 109,596 円

### ③ C 世帯人数別基準額等の算出

下表より、現在の世帯人数(令和6年1月1日以降出生の子は除く)により世帯人数別基準額等を算出してください。

世帯人数	基準額等
2人	568,884 円
3人	642,276 円
4人	678,600 円
5人	697,200 円
6人	715,800 円
7人	734,400 円
1人増すごとに	18,600円加算

## ◆需要額の計算例

世帯員	家族構成	住宅状況	他からの援助	A	+	B	+	C	+	D	+	E	-	F	=	世帯の需要額
3人	父または母(42歳) 中学2年生(14歳) 小学5年生(11歳)	賃貸住宅 (月額6万円)	あり (年額 60万円)	416,880 372,000	+	185,880	+	642,276	+	156,000	+	312,480	-	600,000	=	1,944,996 円
5人	父母(35歳、33歳) 小学4年生(10歳) 小学2年生(8歳) 祖母(62歳)	持ち家	なし	439,800 439,800 372,000 372,000 394,200	+	152,568	+	697,200	+	0	+	0	-	0	=	2,867,568 円

※該当する方のみ

### 賃貸住宅に居住されている方

#### ④ D 住宅扶助額の算出

1か月の家賃が13,000円以上の場合、一律156,000円を加算してください。

1か月の家賃が13,000円未満の場合、家賃額/か月×12か月分を加算してください。

### 母子・父子家庭の方

#### ⑤ E 母子・父子加算額の算出

下表より、世帯員の現在の中学生以下の人数(令和6年1月1日以降出生の子は除く)により母子・父子加算額を算出してください。

子ども人数 (中学生以下)	加算額
1人	259,680 円
2人	312,480 円
3人	344,880 円
4人	377,280 円
5人	409,680 円
6人	442,080 円
1人増すごとに	32,400円加算

### 他からの援助を受けられている方

#### ⑥ F 援助額の算出

現在から一年間の間に受け取られる予定の合計額を減算してください。

就学援助の審査対象となる所得額は、次の方法により計算ができます。

$$\text{審査対象所得額} = \text{総所得金額} - \text{社会保険料控除} - \text{生命保険料控除} - \text{地震保険料控除} - \text{上限10万円}$$

※給与所得または公的年金等所得がある方のみ対象  
(給与・年金等所得金額の合算が10万円未満の場合はその額)

勤務先や高知市市民税課から送られてくる市民税の通知書で確認ができます。

各税通知書の確認箇所を示しておりますので、参考にしてください。

## ◆各税通知書の確認箇所

### ① 令和6年度 給与所得等に係る高知市個人市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書

### ② 令和6年度 高知市個人市民税・県民税税額決定・納税通知書